

34933

00214

毎週火、金曜日発行（但し臨時休刊あり）
昭和四年四月十五日第三号

鳥取県公報

目次

- ◇告示 公有水面の埋立の免許
牛の肝てつ検査等の実施
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
信号機の設置場所
- ◇人委告示 職員の任用に関する規則に基く選考の基準の一部改正
- ◇公告 第三種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者試験の実施

告示

鳥取県告示第一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和三十八年十二月二十一日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定

により告示する。

昭和三十九年一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県知事 石破二朗

二 埋立の場所及びその面積

米子市旗ヶ崎字荒神西灘一、二二三番ノ一地先三〇、

九〇五平方メートル（関係図面は、土木部管理課に保管）

三 埋立の目的

米子港整備計画に基づく公共ふ頭用地の造成のため

四 埋立工事の期間

昭和三十八年十二月二十一日から

昭和四十四年 三月三十一日まで

鳥取県告示第二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

て、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年一月七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び投薬の方法
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査
肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表	肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
実施期日	実施区域
一月 十六日	西伯郡溝口町 中祖、宮原検査場
十七日	一部、畑地
十八日	江府町 如来原、助沢
二十日	江尾、大溝
二十一日	日野町 黒坂、檜原
十七日	日南町 河上、宮内、矢戸
十八日	三栄、九山、霞
二十日	福塚、神戸、中野
二十一日	上坂、豊栄、井原
二十二日	大原、笠木神社前
二十三日	茶屋、熊塔
二十五日	小濁、福万来、佐々木谷
二十七日	新山、新屋、多里
二十八日	萩原、萩山、滑
二十九日	折渡、粟谷、印賀
三十日	宝谷、中津合

三十一日	中 原、元 山
十日	気高郡気高町 宝木家畜検査場
十一日	瑞穂
十四日	逢坂
十六日	逢坂
十七日	逢坂
十八日	逢坂
二十日	浜村家畜保健衛生所
二十一日	青谷町 勝部家畜検査場
二十二日	中 郷
二十三日	日置
二十四日	日置
二十五日	日置
二十七日	日置
二十八日	日置
二十九日	日置
三十日	日置
三十一日	青谷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年一月二十三日 午後一時から
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 八頭郡佐治村大字春谷四三三

- 自動車運転者 岡 村 博 愛
- (2) 岩美郡福部村大字細川三五九
自動車運転者 村 上 晃 一
- (3) 鳥取市立川町五丁目
小 林 孝 行
- (4) 鳥取市円通寺九一五
自動車運転者 坂 本 茂 雄
- (5) 鳥取市西町四の四二五
自動車運転者 河 崎 政 千 代
- (6) 八頭郡智頭町大字穂見八六
自動車運転者 林 田 恒 一
- 二 米子地区
- 1 聴聞の期日及び場所
昭和三十九年一月三十日 午後一時から
米子市万能町六 米子警察署
- 2 聴聞当事者の住所及び氏名
- (1) 東伯郡赤碓町大字出上七一
自動車運転者 前 田 広 光

- (2) 西伯郡日吉津村日吉津三九五
自動車運転者 杉 谷 哲 夫
- (3) 西伯郡大山町豊房
自動車運転者 高 井 孝 士
- (4) 米子市錦町一丁目七
自動車運転者 藤原邦夫と崔根述
- (5) 西伯郡岸本町遠藤三五
自動車運転者 細 田 政 宏
- (6) 日野郡溝口町二部一、八二八
自動車運転者 柴 田 貞 雄
- (7) 米子市花園町四〇
自動車運転者 青 藤 佳 久
- (8) 米子市花園町四〇
自動車運転者 野 津 元 春
- (9) 米子市角盤町二丁目一二〇
自動車運転者 沢 田 英 昭
- (10) 境港市明治町一の二
自動車運転者 中 西 隆 彦

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四条第一項の規定に基づき、交通整理用自動信号機の設置場所を次のように定める。

昭和三十九年一月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

設置場所

一 一級国道二十九号線と県道鳥取国府線の結合点である鳥取市吉方町五一二番地地先十字路(林質店前十字路)

二 県道倉吉江府線と県道倉吉停車場線及び県道広瀬倉吉停車場線の結合点である倉吉市明治町一、〇三一の二番地地先十字路(倉吉駅前十字路)

三 一級国道九号線と市道道笑町灘町線の結合点である米子市東倉吉町三〇番地地先十字路(山陰合銀米子支店前十字路)

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

職員に任用に関する規則に基く選考の基準(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、昭和三十九年一月一日から適用する。

昭和三十九年一月七日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

七 医療職(選考基準の欄中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。

三 勤務成績良好な者を二等級の職に昇任させようとするときは、経験年数又は在等級年数に六割五分以上の割合を乗じて得た年数をもつて経験年数又は在等級年数とすることができる。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条の規定により、昭和38年度下期第3種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和39年1月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験課目および時間

試 験 課 目 時 間

高圧ガスの取締りに関する法令及び 9. 30分

冷凍のための高圧ガスの製造に必要な 12. 30分

基礎的な保安管理の技術

2 試験年月日及び場所

(1) 年月日 昭和39年2月23日（日曜日）

(2) 場 所

鳥取市東町1-210 鳥取県庁講堂

米子試験場

米子市加茂町2

米子商工会館3階

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1-220 鳥取県商工労働部商工課に提出して頂きたい。

(1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則別表第19の様式によること。

(2) 履 歴 書 高圧ガス取締法施行規則別表第20の様式によること。

(3) 写 真 手札判台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料

鳥取県収入証紙700円を受験願書上部にはりつけ消印しないこと。

5 受験願書提出期限

昭和39年1月7日～1月20日まで

6 受験票

受験願書を提出した者は受験票を交付する。

昭和39年1月7日 火曜日 鳥取県公報 第5493号 6

鳥取県商工労働部商工課
〒680-0101 鳥取市東町1-220
TEL: 0859-22-1111 FAX: 0859-22-1112